

小規模保育事業 しおん大谷保育園めばえ 重要事項説明書（入園のしおり）

1. 事業運営主体

名 称	宗教法人 本眞寺
所 在 地	大阪市此花区島屋 3 丁目 6 番 32 号
電 話 番 号	(06)6461-2805
代表者氏名	代表役員 西村 正淳

2. 事業所の概要

施設の種類	小規模保育事業 A 型
施設の名称	しおん大谷保育園めばえ
施設の所在地	大阪市此花区島屋 3-7-26
連 絡 先	電話番号 (06)6466-2805 FAX (06)6465-2805
管 理 者	西村 正淳
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする満 3 歳未満の児童
認可定員	0 歳児 2 人 1 歳児 4 人 2 歳児 6 人
利用定員	満 1 歳以上満 3 歳未満の児童 10 人 満 1 歳未満の児童 2 人
開設年月日	平成 27 年 10 月 1 日
事業所番号	2710052002062

3. 事業の目的・運営方針

しおん大谷保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4. 当園における設備の概要

(1) 施 設

建物	構造	木造 2 階建のうち 1 階、一部 2 階
	延べ面積	96.059 m ²
屋外遊技場		島屋公園 495 m ² 、島屋コミュニティ広場 1500 m ²

(2) 主な設備

設備	
乳児室又はほふく室	1 室
保育室	1 室
その他	調理室・沐浴設備・幼児用トイレ・幼児用手洗い・床暖房・冷暖房

5. 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

- (1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供：下記 8 に記載する時間において、保育を提供します。
- (2) リトミックレッスン
- (3) 寝具リース

6. 職員の職種、員数及び職務の内容等

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	勤務体系
施設長	園務を司り、所属職員を監督	1	1	0	正規の勤務時間帯（7：30～18：30）
保育責任者	施設長を補佐し、命を受けて園務の一部を整理、 園児の保育を行う	1	1	0	正規の勤務時間帯（7：30～18：30）
保育士	専門的知識及び技術をもって、園児の保育及び 保護者に対する保育に関する指導を行う	4	3	1	正規の勤務時間帯（7：30～18：30）

当園では、「大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 9 月 22 日大阪市条例第 101 号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

※ ロテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7. 保育を提供する日

保育を提供する日は、日曜日・祝日・年末年始を除く月曜日から土曜日までとします。但し、8 月 12～15 日、1 月 4 日、3 月末日は家庭保育協力日としますので、ご家庭での保育にご協力下さい。

8. 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7 時 30 分から 18 時 30 分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8 時から 16 時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7 時 30 分から 8 時まで又は 16 時から 18 時 30 分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

9. 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況

- (1) 食事の提供方法：自園調理（連携園からの搬入・調理は名阪食品(株)が行います）
- (2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

	午前間食	昼食	午後間食
0・1歳児	9時15分頃	11時00分頃	15時頃
2歳児	9時30分頃	11時15分頃	15時頃

- (3) アレルギー対応状況：除去食に対応。食物アレルギー対応マニュアル有

10. 利用料金

- (1) 利用者負担（保育料）

支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額（月額）を当園が口座振替にて徴収します。

ただし、転居等やむを得ない理由により月の途中で退所する場合については、在籍日数に応じ日割計算で算定します。

- (2) 保育の提供に要する利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に記載する保育の提供に要する費用を、口座振替にて徴収します。

11. 利用の開始に関する事項

市町村の利用調整に基づき、当園に入所決定され、支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

12. 保育所ご利用の留意点

毎朝の検温 体調の確認	お子様の体調を知るために、検温を必ずお願いします。登園時に不調又は高熱が疑われる場合は、職員が検温を致します。登園前に、ご家庭で①機嫌の善し悪し ②食欲の有無 ③発熱の有無 ④排便の状態など、いつものお子様と様子が異なっていないか確認してください。
感染症について	麻疹（はしか）・水痘（水ぼうそう）・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・インフルエンザ等、学校保健法で指定の感染症にかかった場合は、登園停止期間を経過してから医師に意見書を記入してもらい登園して下さい。
発熱のある場合	熱が 37.5℃以上ある場合、登園できません。また、登園後、37.5℃を超えた場合、お迎えの連絡をさせていただきます。
投薬について	医療行為にあたるため、原則として投薬は行いません。慢性疾患などで、医師が服薬を必要と判断した場合にはご相談ください。

13. 利用の終了に関する事項

- (1) 当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- ① 園児が満3歳に達したとき（ただし、3歳に達した年度の3月31日までは保育を提供します。）
- ② 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ③ 契約違反その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

(2) 退園又は転園の手続き

保護者は、当園を退園又は転園しようとするときは、原則として退園又は転園する月の1カ月前までに、園に対し退所届を提出するものとします。

14. 嘱託医について

当園は以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	谷本医院
医院長名又は医師名	谷本尚穂
所在地	大阪市此花区西島3-18-22
電話番号	(06)6469-1077

(2) 歯科

医療機関の名称	医療法人蘭桜会(スミレ歯科・立花歯科)
医院長名又は医師名	立花 薫
所在地	大阪市此花区西島4-2-10
電話番号	(06)6464-6444

15. 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、緊急連絡先及び医療機関へ速やかに連絡を行い、必要に応じて処置を行います。

16. 非常災害時の対策

防災設備	・自動火災報知設備 有 ・非常警報器具・設備 有 ・避難器具 無 ・カーテン、敷物、建具等で可燃性のものの防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火訓練は、毎月1回実施します

	地震時	津波時
一時避難所	島屋公園 (徒歩1分・90m)	しおん大谷保育園
収容避難所	島屋小学校 (徒歩6分・450m)	

(1) 引き渡しについて

災害等の発生後の子どもの引き渡しは、原則として当園で行うものとします。ただし、災害の状況に応じて現地で引き渡す場合があります。

(2) 保護者と連絡がとれないとき

緊急時であって、保護者と連絡が取れない場合は、子どもの身体の安全を最優先させ、当園が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承ください。

17. 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に 1 回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

18. 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのあるこどもとないこどもが共に育ち合うことを基本的な考え方として、障がい児保育を行っています。

19. 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園ご利用 相談窓口	・窓口担当者 西村 正淳(代表役員・管理者) ・ 立石 淳子(保育責任者) ・ご利用時間 9:00 ～ 16:00 ・電話番号 (06)6466-2805 ・FAX (06)6465-2805 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
第三者委員	大阪市私立保育園連盟会長 近藤 遼 電話番号 06-6761-1171
顧問弁護士	レーヴ法律事務所・柴田 洋平

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

20. 利用者に対する保険の種類・保険事故（保険者の保険金支払義務を具体化させる事故）・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	保育施設向け総合保険
保険の内容	施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・傷害保険
保険金額	対人 5 千万円・1 事故 5 億円・対物 1 事故 100 万円

※免責金額：対人・対物ともそれぞれ 1 事故 1 万円

21. 園児の利用状況（毎年 5 月 1 日）

	0 歳児	1 歳児	2 歳児
令和 4 年度	2 名	6 名	0 名
令和 5 年度	0 名	6 名	0 名
令和 6 年度	2 名	6 名	0 名

22. 連携施設

当園は、保育を適正に実施し、当園における保育終了後も継続的に児童の受入先が確保されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う教育・保育施設を確保しております。

運営主体	宗教法人本眞寺
名 称	しおん大谷保育園（大阪市此花区島屋 3 丁目 6 番 32 号）
連携内容	○保育内容の支援 ・給食に関する支援 ・共同保育 ・嘱託医（健康診断） ・代替保育の提供 ○卒園後の受け皿の設定

以下の項目においては共同保育を実施します。

・早朝・夕方、土曜日

・スポーツフェスティバルやお誕生日会、季節行事等、月に 1 回程度の保育

※自由登園期間（夏期・冬期・春期）も利用園児数等により、共同保育を実施する場合があります。

23. 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

なし

24. 子ども・子育て支援法第 51 条第 2 項若しくは第 4 項又は第 57 条第 2 項若しくは第 4 項の規定により公表・公示された旨（適正運営をしていない等により大阪市長より勧告、命令等を受け、その旨を公表、公示された事実の有無）

なし

25. 当園におけるその他の留意事項

喫 煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別表

1. 保育の提供に要する利用者負担金（上乗せ徴収分、実費徴収分）

項目	内容、負担を求める理由及び目的	保護者負担額
寝具リース	保護者の負担を軽減し、寝具の衛生を保ち集団感染を防止する。 （敷パッドのみ持参）	月額 660 円
リトミック	専任講師による発達段階に応じた指導を行い、健やかな心身の協応性を育む。	月額 1,000 円
月間絵本	親子の触れ合い・情操教育及び文章力・読解力を向上させる。	月額 450 円

※その他、保育の提供に必要な実費費用を随時お支払いいただきます。

2. 時間外保育に係る利用者負担

保育短時間認定に係る時間外保育料

30 分毎 500 円（但し、閉園時間を超えた場合は 15 分毎 500 円）

※ 上記費用の支払は、月額の保育料と合わせて口座振替にて徴収します。